

第3章

分野別まちづくり方針

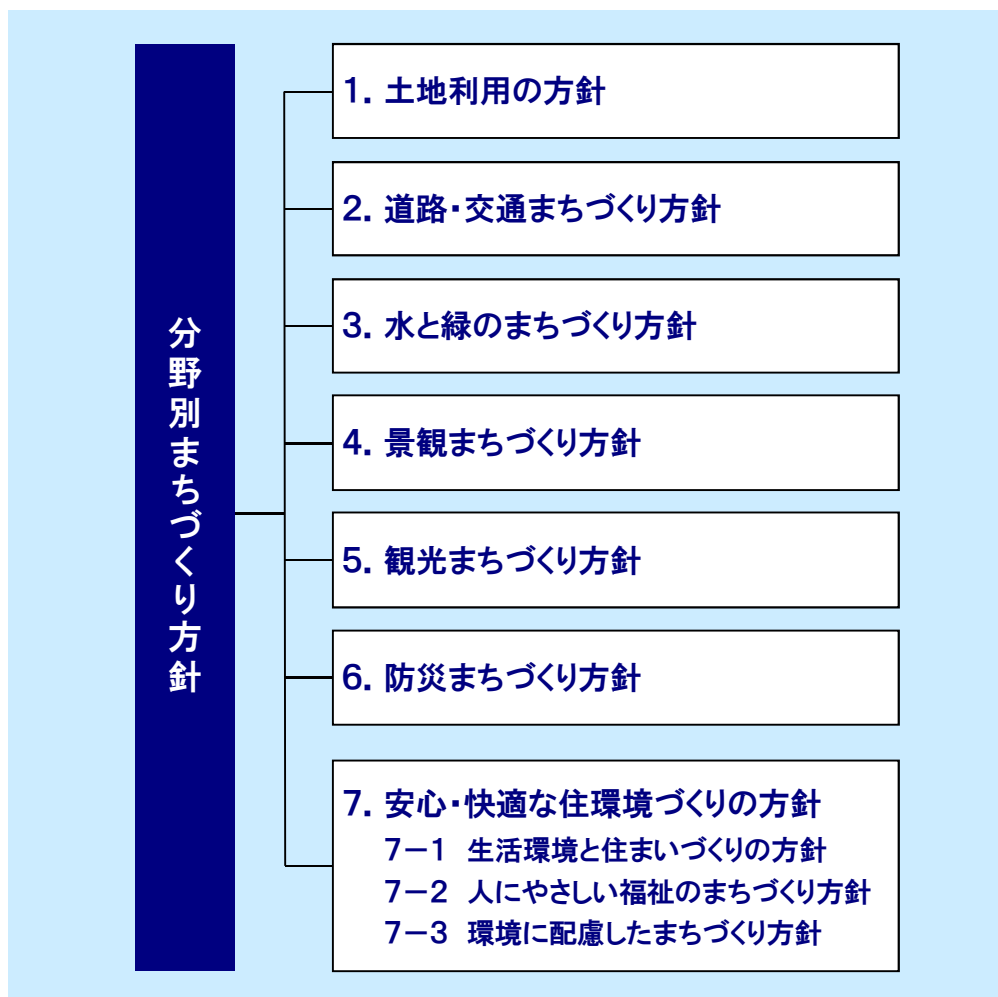


第3章 分野別まちづくり方針

■ 分野別まちづくり方針について

分野別まちづくり方針では、笛吹市の将来像やまちづくりの目標を実現するため、まちづくりを構成する主な分野を次の7つの分野に分け、体系的にまちづくりの方向性を示します。

■ 分野別まちづくり方針の構成



■ 分野別まちづくり方針の内容

分野別まちづくり方針は、それぞれ大きく次の3つの内容を示しています。

■基本方針

まちづくりの基本的な考え方を示します。

■まちづくり方針

個々のまちづくり方針・施策を示します。

■まちづくり方針図

まちづくり方針を図面で示します。

1. 土地利用の方針

(1) 基本方針

笛吹市の地形構造に沿ったコンパクトな都市づくりと、自然、農村、都市が共生し、地域の特性に応じた計画的な土地利用を進めます。

(2) 土地利用の方針

1) 活気ある中心市街地の形成と多様な拠点の育成（主に用途地域及び拠点）

笛吹市の玄関口である石和温泉駅周辺は、長期にわたり、土地区画整理事業をはじめ駅周辺の基盤整備等を行い、一連の整備が完了しました。

今後は、「笛吹みんなの広場」の有効活用、良好なまちなみ景観の誘導等、ソフトな視点からまちづくりに取り組み、本市の顔、玄関口にふさわしい活気ある中心市街地の形成を図ります。

また、笛吹市全体の活力を高めるため、地域の個性を活かした拠点の育成を図るとともに、相互の連携と交流の促進を図ります。

区 分	施 策 の 方 針
①活気ある中心市街地の形成	■中心市街地（地域拠点）の魅力の向上 ・「笛吹市観光振興計画」に基づく中心市街地の活性化 ■コンパクト・プラス・ネットワーク型の都市づくりの推進 ・立地適正化計画の策定検討 ■地域の現状に即した用途地域の見直し、特別用途地区、地区計画の指定（用途地域内住工混在地など） ■空き店舗の有効活用 ・店舗のリノベーション支援 など ■地区計画等による良好なまちなみ景観の誘導 ■観光関連ソフト事業の充実
②多様な拠点の強化育成 (次ページに続く)	■観光レクリエーション拠点の強化育成 ・観光レクリエーション拠点の機能強化と魅力づくり ■文化拠点及び歴史文化拠点の強化育成 ・生涯学習の拠点となっているスコレーセンターの適切な維持管理 ・主要な歴史文化拠点の魅力の向上 ■歴史景観拠点の強化育成 ・景観資源の保存や歴史的まちなみ等の良好な景観形成 ■産業拠点の強化育成 ・主要工業地ゾーン（既存の産業導入地区）の機能充実 ■生活ゾーンの強化・育成 ＜生活ゾーン＞ ○一宮・御坂生活ゾーン（御坂支所周辺） ○八代・境川生活ゾーン（境川農産物直売所周辺）

区 分	施 策 の 方 針
(前ページの続き)	■新たな都市機能誘導ゾーンの強化育成 ・新たな都市機能誘導ゾーンへの新たな企業誘致の検討、機能強化と魅力づくり (一宮御坂 IC 周辺、新山梨環状道路国道 20 号 IC 周辺・国道 140 号 IC 周辺、笛吹八代スマート IC 周辺など)

2) 宅地化が進む郊外地域の計画的な土地利用の推進（主に白地地域）

本市の郊外地域では農地の転用による店舗や住宅の立地など、広範囲にわたり宅地化が進行しています。このため、市街化が進んでいる現在の用途地域縁辺部は、用途地域の指定などにより良好な市街地形成を図るとともに、宅地化が進んでいる郊外地域では、優良農地の保全と一定のルールに基づく計画的な宅地化の誘導を図り、樹園地と共生する、コンパクトで緑豊かな住宅地の形成を図ります。

区 分	施 策 の 方 針
①用途地域等の指定	■用途地域・特定用途制限地域の指定による適切な土地利用の誘導 (用途地域縁辺部、石和温泉駅北口周辺、新山梨環状道路 IC 周辺など)
②宅地化が進む郊外地域の計画的な土地利用の推進	■「樹園住宅地ゾーン」における一定のルールに基づいた優良農地の保全と計画的な土地利用の推進 ■幹線道路沿道の適切な土地利用の誘導
③新たな機能誘導ゾーンの形成	■中央自動車道 IC、新山梨環状道路 IC 周辺の新たな都市機能誘導ゾーンの形成

3) 農地の保全・活用と良好な集落環境の維持・向上

本市は、市街地周辺から中山間地域まで広く樹園地が分布しています。このぶどう畑が織りなす風景は、平成 30 年に文化庁により、日本遺産に認定されました。

果実生産は本市の重要な基幹産業としての役割を果たすだけでなく、美しい郷土景観を形成し、本市のイメージや観光的魅力の形成にも大きく寄与しています。

このため、農地の計画的な保全と農業基盤整備の促進、耕作放棄地の有効活用、集落地の住環境の改善向上により、「桃・ぶどう日本一の郷」を支える良好な集落環境の維持・向上を図ります。

区 分	施 策 の 方 針
①農地の保全と活用	■優良農地の保全 ・優良農地の計画的な維持・保全 ・「県営畑地帯総合整備事業」等による基盤施設の整備促進 ・農産物のブランド化、付加価値の高い特産品の開発 ■耕作放棄地の有効活用の促進 ・農業委員会による耕作放棄地の利用調査 ・農業後継者や担い手の育成 ・「中間管理機構」等による営農希望者への斡旋 ・市民農園の充実（民間運営への移行）
②集落環境の維持・向上	■必要に応じた生活基盤施設の改善 (生活道路、排水施設など)

4) 豊かな自然環境の保全と自然とのふれあいの場としての利用促進

豊かな自然環境に恵まれた御坂山地や市北部の大蔵経寺山・兜山周辺、笛吹川などの水辺は、貴重な自然・景観資源として保全を図るとともに、レクリエーション、自然とのふれあいの場として積極的な活用を図ります。

区 分	施 策 の 方 針
①良好な森林資源の保全とレクリエーション利用の促進	■森林資源の適切な保全と自然とのふれあいの場としての利用促進 （御坂山地、大蔵経寺山・兜山周辺など） ■景観上重要な斜面林の保全 （都市計画区域縁辺部や市街地周辺の斜面林など）
②水辺の保全とレクリエーション利用の促進	■笛吹川、金川、芦川等の水辺環境の保全 ■笛吹川水辺ゾーンの整備、レクリエーション利用の促進
③身近な自然の保全と活用	■身近な自然の保全 ■その他の取組み ・自然観察会の開催、保存樹の指定 など

(3) 土地利用の配置方針

1) コンパクトな市街地形成

市街地の拡散を防止し、コンパクトにまとまった市街地や郊外の樹園居住エリアの形成を目指します。

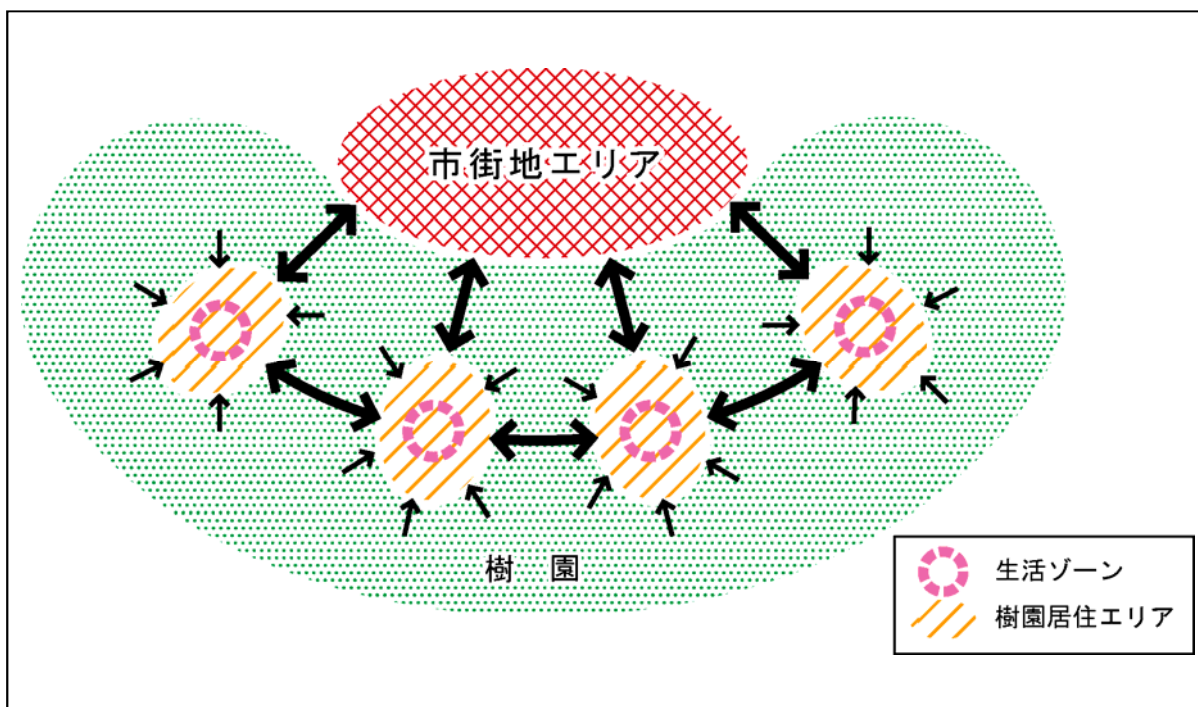
本市では郊外地域を中心に宅地化が進み、虫食いの的に市街地が拡大しています。

このまま放置しておくと、非常に入り組んだ形で農地と宅地の混在化が進み、住環境の悪化が懸念されるだけでなく、郷土景観や営農環境への影響も深刻化していくことが予想されます。

このような形で市街地が拡散していくことは、公共施設の整備や維持管理など非効率であり、今後、市に大きな財政負担を強いることになります。

このため、「宅地化を誘導すべき」ところと、優良農地などの「農地を保全すべき」ところをあらかじめ区分し、「宅地化を誘導すべきところ」については、一定のルールに基づく計画的な宅地化の誘導や、道路、公園、下水道などの基盤施設の整備を図り、コンパクトにまとまった市街地と郊外の樹園と住宅地が共生する「樹園居住エリア」の形成を目指します。

■コンパクトな市街地形成のイメージ

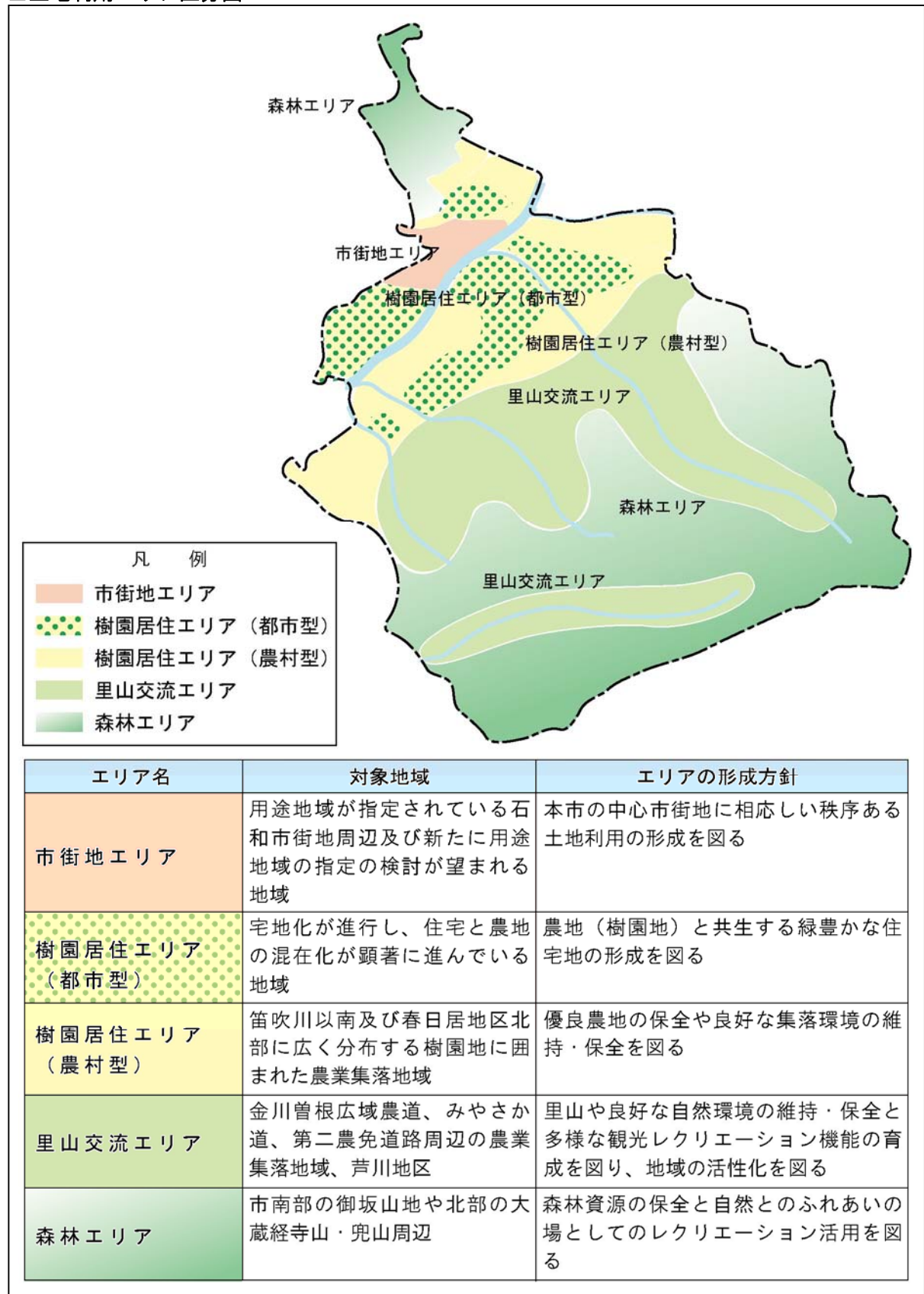


注) コンパクトな市街地形成のイメージを本市において具現化したものは、46 ページの「都市構造図」に示しています。

2) 土地利用エリア区分

本市の土地利用については、次の5つのエリア区分とし、各々のエリアの特性に応じ、「住居系」「商業・産業系」「自然系」といったゾーン区分や拠点を適切に配置することにより、計画的な土地利用を図ります。

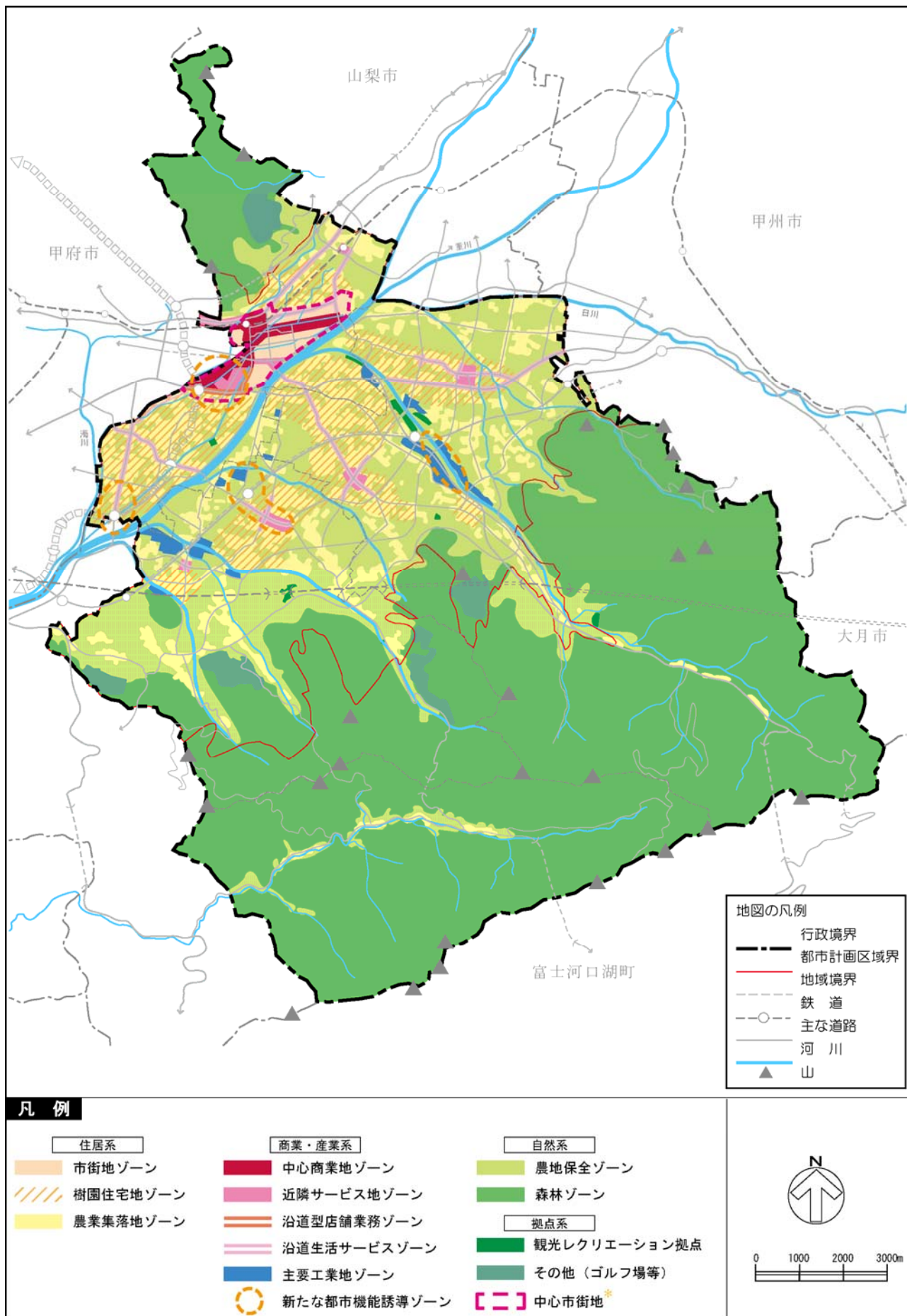
■土地利用エリア区分図



■土地利用の配置方針（エリア・ゾーン区分）

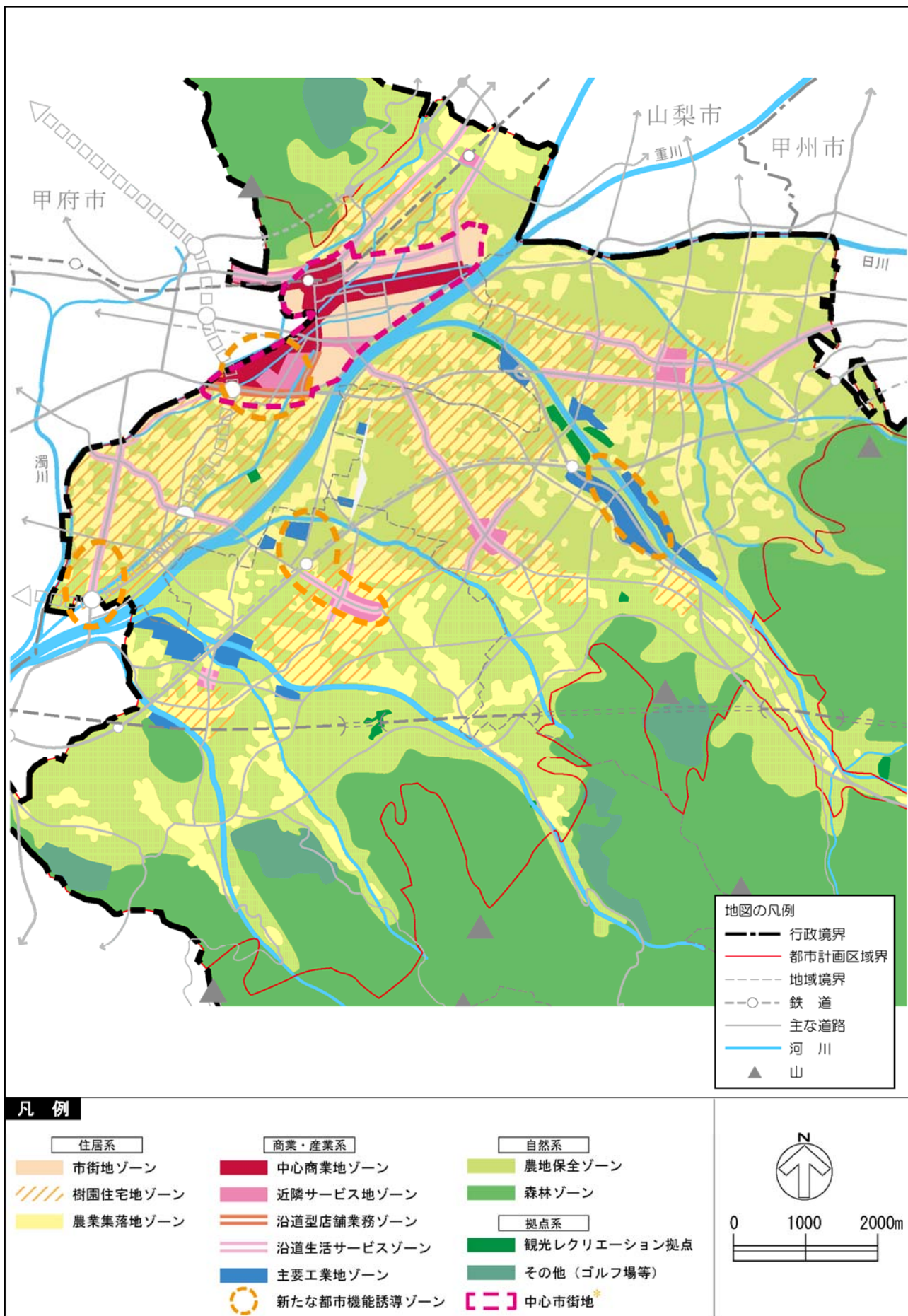
ゾーン区分		エリア区分					土地利用方針	対象地域
		市街地	都市型	農村型	里山	森林		
住居系	市街地ゾーン	○					計画的な市街地整備の促進により、地域の特性に応じた良好な住宅市街地の形成を図ります。	用途地域、用途地域縁辺
	樹園住宅地ゾーン		○				宅地化が進む市街地郊外の農業集落地域で、優良農地の保全と計画的な宅地化により、樹園地と住宅の調和を図りつつ良好な住宅地の形成を図ります。	石和南部・東部、春日居町駅周辺、一宮西部、御坂錦生・英・花鳥と下黒駒北部、八代（主）白井甲州線周辺、境川石橋周辺
	農業集落地ゾーン			○			笛吹川以南及び春日居地区北部に広く分布する果樹園を中心とした農業集落地で、周辺の優良農地の保全と併せて集落環境の改善整備、農村景観の維持向上により、地域の特性に応じた良好な集落地の形成を図ります。	笛吹川以南及び春日居地区に広く分布する果樹園を中心とした農業集落地ゾーン
商業・産業系	中心商業地ゾーン	○					本市の中核的な都市機能が集積する中心商業ゾーンで、交通拠点機能の強化、観光・商業業務機能の集積、都市空間の魅力の向上等により、本市の顔にふさわしい中心商業地の形成を図ります。	石和温泉駅周辺から国道20号甲府バイパス沿道周辺の商業地ゾーン
	近隣サービス地ゾーン	○	○				計画的な市街地整備と身近な店舗や生活サービス機能の充実により、利便性の高い地域の形成を図ります。	広瀬周辺、春日居町駅周辺、一宮支所周辺、御坂支所周辺、八代支所周辺、境川石橋周辺ゾーン
	沿道型店舗業務ゾーン	○	○				広域幹線道路沿道で、ショッピングセンターなど、大型の店舗、業務施設の受け皿として、周辺環境に配慮しながら計画的な立地を誘導します。	国道20号甲府バイパス沿道、（都）石和温泉駅前線の（都）石和市部通り線以南周辺
	沿道生活サービスゾーン	○	○				地域の主要道路沿道で、既存の店舗・サービス施設、交流施設、観光農園などの機能を維持し、良好な集落環境の維持と生活利便性の向上に向けた生活サービスゾーンの形成を図ります。	店舗、生活サービス施設が立地する国道20号勝沼バイパス、国道140号及び主要道路沿道のゾーン
	主要工業地ゾーン			○	○	○	既存の産業導入地区で、地域産業の育成を図るため、企業誘致の促進と必要に応じて規模の拡大を図ります。	既存の産業導入地区（成田、二之宮、金川、坪井、浅川、天川、米倉、前間田、石橋周辺等）
	新たな都市機能誘導ゾーン			○			高速交通体系へのアクセス条件に恵まれた新山梨環状道路のIC周辺、中央自動車道IC周辺に産業、観光・交流・文化等の新たな都市機能の誘導に向けた取り組みを進めます。	一宮御坂IC周辺、新山梨環状道路の国道20号IC周辺・国道140号IC周辺、笛吹八代スマートIC周辺
自然系	農地保全ゾーン			○	○	○	市街地郊外から中山間地域まで、広く分布する農用地で、農地の保全を図るとともに、農業基盤整備、耕作放棄地の有効活用などを促進します。	一団の農用地区域
	森林ゾーン					○	本市の南北に広がる山地・森林エリアで、良好な自然環境と景観の維持・保全を図るため、森林資源の保全と積極的な観光レクリエーション利用を図ります。	御坂山地一帯、大蔵経寺山周辺、兜山周辺
拠点系	観光レクリエーション拠点	○	○	○	○	○	既存機能の充実と新たな観光レクリエーション拠点の形成を図ります。	金川の森、みさか桃源郷公園などの主要な公園、その他観光レクリエーション施設等
	文化拠点及び歴史文化拠点	○	○	○			既存施設の機能の充実や魅力の向上を図ります。	スコレーセンター周辺、県立博物館周辺、釈迦堂遺跡博物館周辺、寺本廃寺跡周辺
	歴史景観拠点			○	○		本市の歴史景観を代表する景観拠点として、景観資源の保全や周辺を含めた良好な景観形成を図ります。	山梨岡神社・御室山周辺、甲斐国分寺跡・甲斐国分尼寺跡周辺、寺本廃寺跡周辺

■土地利用方針図（市全体）



注）*中心市街地は、山梨県都市計画マスタープランにおいて、地域拠点に位置付けられています。

■土地利用方針図（都市計画区域）



注）*中心市街地は、山梨県都市計画マスタープランにおいて、地域拠点に位置付けられています。

2. 道路・交通まちづくり方針

(1) 基本方針

体系的な道路交通ネットワークの構築や公共交通の強化を図るとともに、安全で快適な暮らしのみちづくりを進めます。

(2) 道路・交通まちづくり方針

1) 広域からのアクセス向上と周辺都市や拠点間を結ぶ幹線道路網の強化

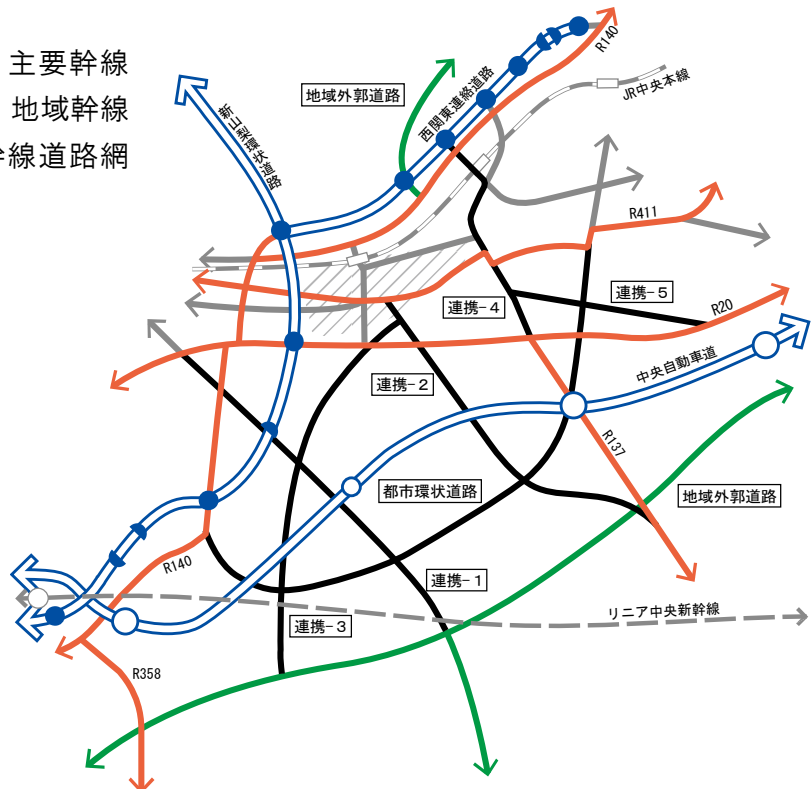
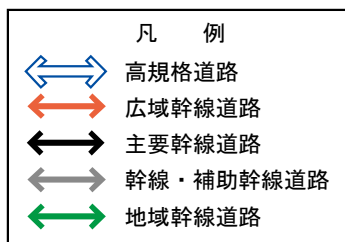
本市の骨格を形成する幹線道路については、高規格道路、広域幹線道路、主要幹線道路、幹線・補助幹線道路、地域幹線道路に区分し、それぞれの役割に応じて適切な配置と機能強化を図ることによって、系統性のある幹線道路網の形成を図ります。

これらの骨格的な幹線道路網の機能強化により、都市内交通の円滑化、中心市街地や生活拠点等との連絡強化、中央自動車道 IC や新山梨環状道路 IC へのアクセス強化、周辺都市との連絡を強化します。

区 分	施 策 の 方 針
①新山梨環状道路の建設促進	■新山梨環状道路（東部区間、北部区間）の整備促進 ■IC の設置に併せたアクセス道路の整備
②広域幹線道路の機能強化	■国道 140 号の改良促進 ・歩道整備（石和地区今井、井戸） ■国道 137 号の改良促進 ・新たな御坂トンネルの整備促進（富士北麓地域との連携強化）
③市街地周辺の骨格道路網の機能強化	■中心市街地や生活拠点を環状に結ぶ都市環状道路形成と機能強化 ■中心市街地と生活拠点を放射状に結ぶ都市連携道路の機能強化 ・連携道路 1（（主）甲府笛吹線～（主）笛吹市川三郷線） ・連携道路 2（県道栗合成田線） ・連携道路 3（県道小石和市部線～県道藤壺石和線） ・連携道路 4（県道一宮山梨線） ・連携道路 5（市道 1-16 号線、1-18 号線） ■都市計画道路の見直しと整備推進 ・計画の見直しと新たな計画に基づく整備推進 ・計画道路関連路線の拡幅整備 など ■その他新たな構想路線の検討（長期的な構想路線） ・（仮称）笛吹川左岸道路（鵜飼橋～白井河原橋区間）の検討 ・中央自動車道側道（一宮御坂 IC～境川区間）の検討 ■橋梁、道路構造物の健全性の確保 ・老朽化した橋梁などの道路構造物の改修・長寿命化
④地域幹線道路の整備	■地域外郭道路（広域農道）の機能強化 ・みやさか道（東八中央農免道路）の一部未整備区間の整備促進 ・金川曾根広域農道（市道 1-20 号線）、みやさか道（東八中央農免道路）の機能強化 ■南北の地域幹線道路の機能強化 ・（主）笛吹市川三郷線の機能強化 ・新たな鳥坂トンネルの整備促進
⑤道路網整備計画の検討	■「（仮称）笛吹市長期道路網整備計画」の策定検討

■幹線道路網の考え方

広域幹線道路を基本に、主要幹線道路、幹線・補助幹線道路、地域幹線道路で、本市の骨格的な幹線道路網の形成を目指します。



■幹線道路網の区分と機能

区 分		道路の役割・機能	対象路線
高規格道路		高速道路、自動車専用道路等、都市間を連絡する規格の高い広域的な幹線道路	中央自動車道、新山梨環状道路、西関東連絡道路
広域幹線道路		都市間を連絡する広域的な幹線道路	国道20号、国道140号、国道411号、国道137号、国道358号
市街地周辺	主要幹線道路	市街地周辺の骨格を形成し、市街地内交通の処理、周辺都市との連絡等を担う主要な幹線道路	●都市環状道路 国道140号、国道411号、(主) 白井甲州線、県道山梨笛吹線、県道一宮山梨線、市道1-1号線 ●都市連携道路 (主) 甲府笛吹線、(主) 笛吹市川三郷線、県道栗合成田線、県道小石和市部線、県道藤壱石和線、県道一宮山梨線、市道1-16号線、1-18号線など
	幹線・補助幹線道路	主要幹線道路を補完し、主に市街地内交通の集散を担う生活幹線道路	●石和市街地の都市計画道路 ●その他の県道など
	主要生活道路	市街地や集落地の主たる生活道路で、生活道路からの集散を担う道路	●主な1級・2級市道
中山間地域	地域幹線道路	主として中山間地域の骨格を形成し、地域間を連絡する幹線道路	●地域外郭道路(広域農道) 金川曾根広域農道(市道1-20号線)、みやさか道(東八中央農免道路) ●南北道路 (主) 笛吹市川三郷線
	その他の主要道路	中山間地域の主たる生活道路や農道、林道等	●その他の県道、1級市道 ●主要な農道、林道

2) 駅などの主要な交通拠点の機能強化や公共交通の利用促進

本市の鉄道玄関口である石和温泉駅は、近年駅舎の改修、自由通路、駅前広場などが整備され、玄関口としての交通拠点機能が強化されました。

今後は、これらの駅の交通拠点機能の適正な維持管理を図り、笛吹八代スマート IC へのアクセス道路の整備などを進め、交通拠点としての機能の向上を図ります。

その他、路線バス網と移動支援サービスとの連携やリニア中央新幹線の建設促進と新駅へのアクセス強化など、効率的な運行体制を構築し、公共交通の利用を促進します。

区 分	施 策 の 方 針
①主な交通拠点の整備・強化	■鉄道駅の交通拠点機能の適正な維持・管理 ・整備が完了した石和温泉駅及び春日居町駅の交通拠点機能の適正な維持管理 ■笛吹八代スマート IC へのアクセス強化
②公共交通の利用促進	■路線バス網と移動支援サービスとの連携の検討 ■リニア中央新幹線の建設促進と（仮称）山梨県駅へのアクセス強化 ・リニア中央新幹線の建設促進、新駅への交通アクセス強化

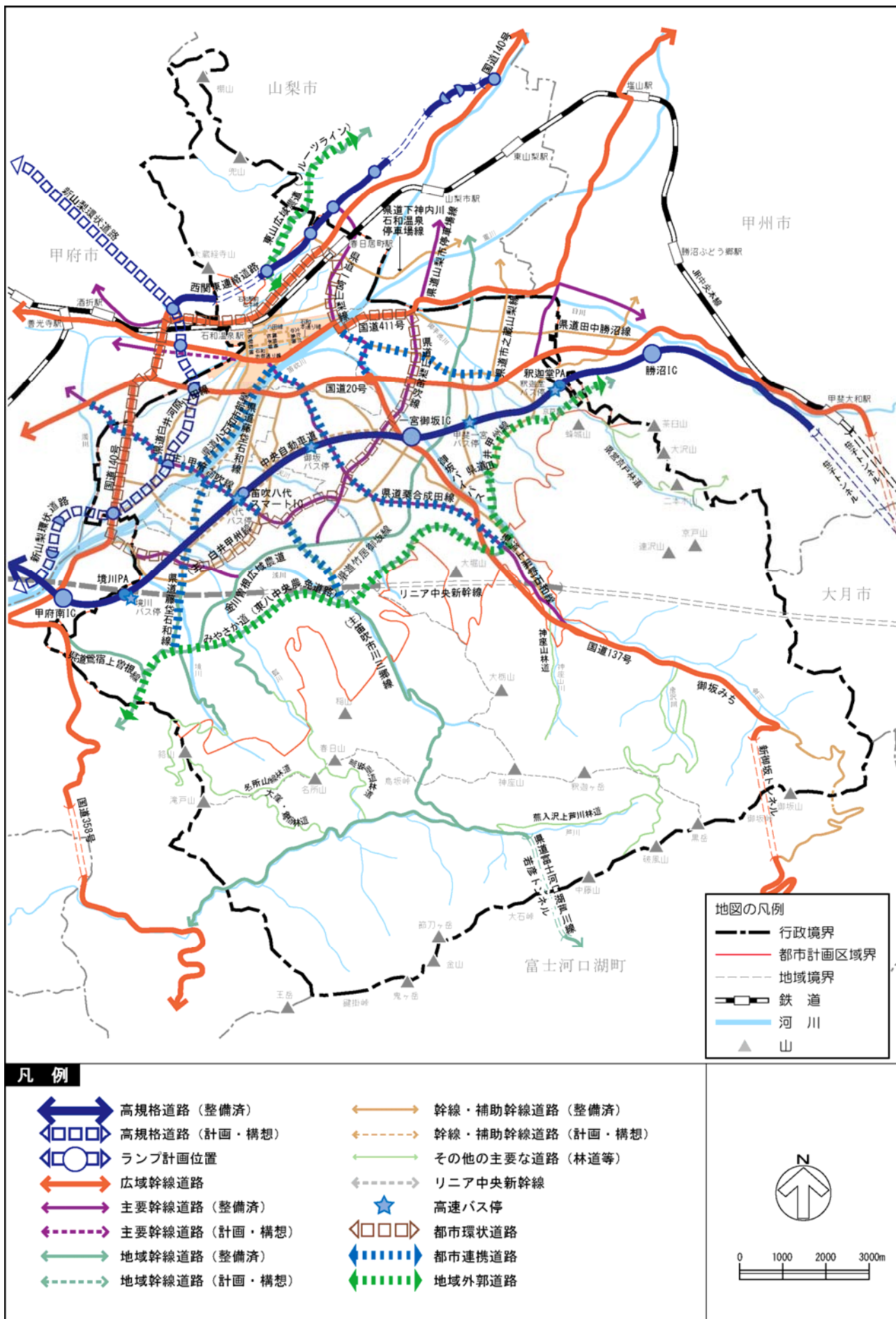
3) 誰もが安全・安心、快適に利用できる暮らしの道づくりの推進

「第二次笛吹市総合計画」策定時のアンケート結果にみるように、多くの市民は、身近な生活道路の改善や交通安全性の向上などを望んでいます。このため、交通安全性や防災上問題のある道路については、緊急性の高いものから改善を図ります。

このほか、安全で快適に利用できる歩行者ルートの確保、歩行者優先の道づくり、「ふるさとの散歩道」づくり、通学路等の交通安全対策など、誰もが安全・安心、快適に利用できる暮らしの道づくりを進めます。

区 分	施 策 の 方 針
①生活道路の改善	■重要性・緊急性に応じた改善・整備の実施 （見通しの悪い交差点、幅員の狭い道路や行止まり道路、交通安全や防災上問題のある生活道路など）
②安全快適な歩行者・自転車ルートの確保	■中心市街地の賑わいの軸となっている道路の歩道整備 （市道 1-5 号線、市道 1-8 号線） ■通勤・通学のルートの安全確保 ・道路改良に併せた歩道整備や路側帯の整備 など ■歴史や文化等の資源を結ぶ「ふるさとの散歩道」の検討 ■笛吹川や金川の既存サイクリングロードの維持管理の推進
③交通安全対策の充実	■歩道の整備促進 （交通量が多く歩道未整備の路線） ■交通安全施設整備事業の実施 ・カーブミラーの新設及び維持管理、通学路整備（グリーンベルト） など
④道路環境の維持管理	■生活道の維持管理、街路樹等の維持管理 ■住民参加による緑化活動の促進 ・住民参加による道路の花植え など

■道路・交通まちづくり方針図（市全体）



凡例

高規格道路（整備済）	幹線・補助幹線道路（整備済）
高規格道路（計画・構想）	幹線・補助幹線道路（計画・構想）
ランプ計画位置	その他の主要な道路（林道等）
広域幹線道路	リニア中央新幹線
主要幹線道路（整備済）	高速バス停
主要幹線道路（計画・構想）	都市環状道路
地域幹線道路（整備済）	都市連携道路
地域幹線道路（計画・構想）	地域外郭道路

地図の凡例

- 行政境界
- 都市計画区域界
- 地域境界
- 鉄道
- 河川
- 山

0 1000 2000m

3. 水と緑のまちづくり方針

(1) 基本方針

郷土の豊かな自然を大切に守り・育み、
果実と花とみどりによる彩りあるまちづくりを進めます。

(2) 水と緑のまちづくり方針

1) 豊かな自然の保全と自然とのふれあいの場づくり

本市は、南部に連なる御坂山地や北部の大蔵経寺山、兜山の豊かな森、笛吹川などの市内を流れる大小の河川、山麓一帯に広がる樹園など、豊かな自然に恵まれています。

特に、ぶどう畑が織りなす風景は、平成 30 年に文化庁により、日本遺産に認定されました。

ふるさとの自然は、永い歴史と営みのなかで、守り・育まれてきた本市のかけがえのない財産であり、積極的な保全を図るとともに、自然とのふれあいの場として有効利用を図ります。

区 分	施 策 の 方 針
①骨格となる水と緑の保全	■森林資源の保全と活用 ・「笛吹市森林整備計画書」に基づく山地の保全と森林の適正な維持管理の推進 ・貴重な森林環境の保全 (大蔵経寺山・兜山周辺、黒岳自然保存地区、滝戸山など) ■河川など水辺環境の維持・保全 ・主要河川の水辺環境や、沢、渓谷等の水質の維持・保全 ・自然環境に配慮した護岸整備 ・多面的機能支払交付金事業の推進 ■動植物の生息環境の保全と自然に配慮した施設整備 ・貴重な動植物の生息環境の維持・保全 ・自然に配慮した施設整備の促進
②暮らしに身近な水と緑の保全	■景観を支える市街地や集落地後背の緑の保全 ・「笛吹市緑の基本計画」に基づく緑地の保全 (大蔵経寺山・兜山周辺の森林や山麓集落地後背の森林など) ■里山の保全 ・地域ぐるみの保全や環境学習や自然とのふれあいの場としての活用 ■果樹園等、農地の緑の保全 ・優良農地の計画的な保全、耕作放棄地の有効活用 ■その他の身近な緑の保全と活用

2) 多彩な水と緑の拠点とネットワークづくり

本市は豊かな自然に恵まれており、都市の活性化を図る上でも、市民や観光客が自然に親しみ、憩い・ふれあう場の充実が求められています。このため、緑の拠点、観光レクリエーション拠点となっている八代ふるさと公園、みさか桃源郷公園などの既存の公園については適正な維持管理と市民ニーズに応じた魅力の向上に努めます。また、市民の身近な公園や広場の充実を望む声も多いことから、市街地や集落地内の身近な公園整備や既存の公園・広場の適正な維持管理、魅力の向上に努めます。

そのほか、歩行者・自転車ルート、登山道やトレッキングコースの整備など、多様な緑の拠点を結ぶ水と緑のネットワークの形成を図ります。

区 分	施 策 の 方 針
①水と緑の拠点づくり	■既存の緑の拠点の適切な維持管理と魅力づくり (水と緑のまちづくり方針図に示す各拠点) ■新たな緑の拠点づくり ・笛吹みんなの広場の活用推進 ・新道峠周辺の整備推進 ・新たなレクリエーション施設の整備 (多目的芝生グラウンドの整備) ・大蔵経寺山・兜山周辺ゾーンの魅力づくり ・藤壘の滝周辺など複合型文化交流公園の適切な維持管理 ・甲斐国分寺跡・甲斐国分尼寺跡ほか史跡等の文化財を活用した公園づくり ・すすらん群生地 の保全と周辺整備の推進 ■身近な公園・広場づくり ・身近な公園・広場の整備と適切な維持管理
②水と緑のネットワークづくり	■水と緑の骨格軸の形成 ・市内の主要河川の水辺環境の保全とレクリエーション利用の促進 ■水と緑のネットワークづくり ・笛吹川、金川サイクリングロードの適切な維持管理 ・登山・トレッキングコースの整備と適切な維持管理 ■自然とのふれあいの場としての活用 (トレッキング、環境学習、森林セラピーなど)

3) 花と緑に抱かれたうるおいあるまちづくり

「笛吹市緑の基本計画」に基づき、主要な道路や多くの市民が利用する学校や公共施設の緑化を推進するとともに、「緑化推進地区」などを中心に民有地の緑化を促進し、花と緑に抱かれたうるおいあるまちなみの形成を図ります。

区 分	施 策 の 方 針
①公共施設の緑化の推進	■地域に相応しい道路緑化の推進 ■主要な公共施設の適切な緑の維持管理 ■児童・生徒の参加による学校緑化の推進
②民有地の緑化の促進	■「笛吹市緑の基本計画」に基づく民有地の緑化促進 ・住宅地、集落地、商店街等の緑化促進 ・工場・事業所等の緑化促進 ・里山の緑化促進（企業の森等）
③「緑化推進地区」の取組みの検討	■「緑化推進地区」の取組みの検討 ・「笛吹市緑の基本計画」に位置づけられた「緑化推進地区」の具体的な取組みの検討

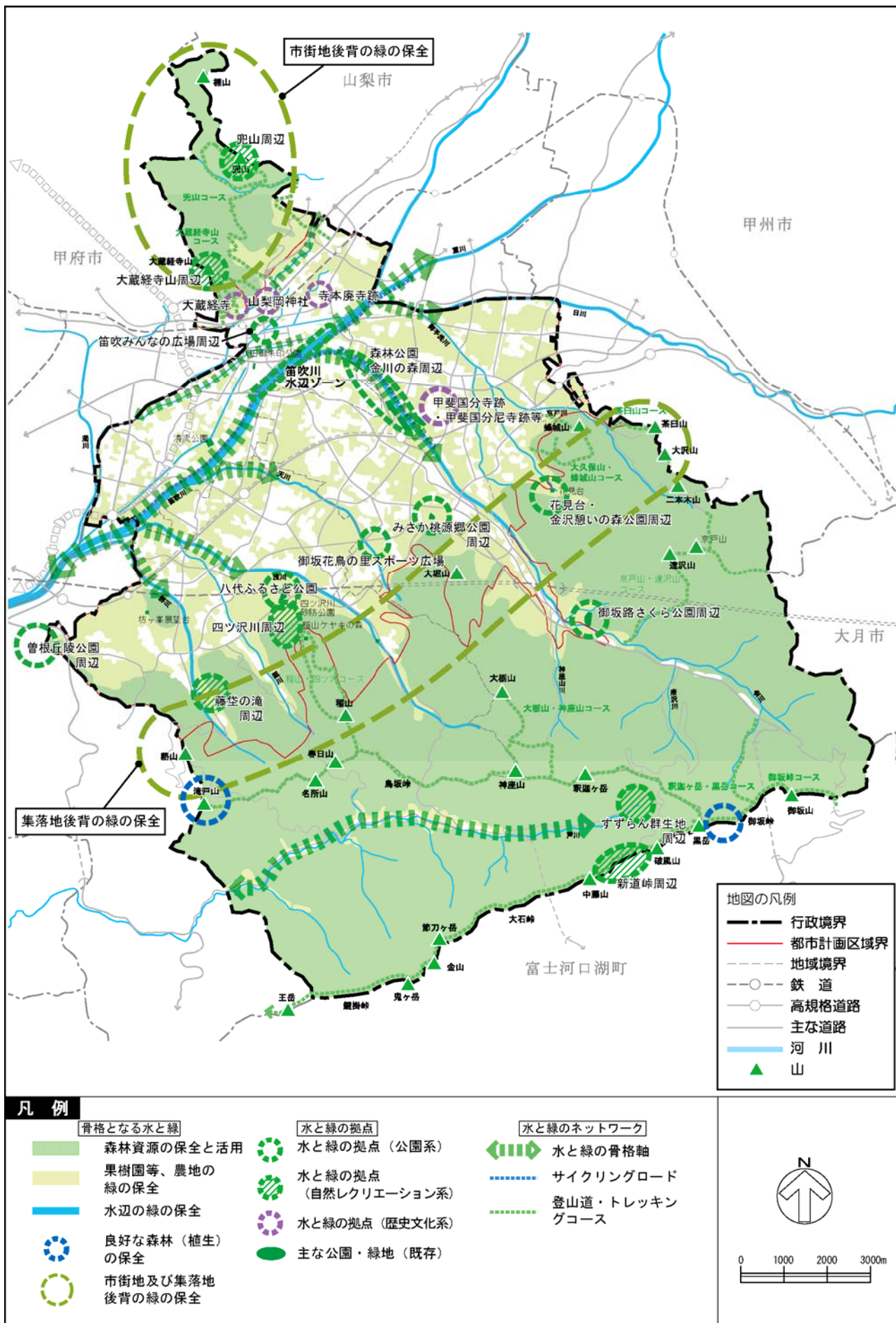
4) 協働による水と緑のまちづくり

緑豊かなうるおいあるまちづくりを進めるためには、市民や事業者の理解と協力が不可欠です。市内では、「花と緑のまちづくり整備事業」を活用した市民の自主的な緑化活動が行われています。

協働による花と緑のまちづくりを進めていくため、今後も「笛吹市緑の基本計画」に基づき、市民参加による緑の保全・緑化活動の促進、緑に関する普及・啓発活動の推進を図ります。

区 分	施 策 の 方 針
①緑に関する指針や仕組みづくり	■「笛吹市緑の基本計画」に基づく緑の保全・育成に関する仕組みづくり ・緑化推進団体の育成 ・市民の緑化活動への助成・支援策の検討 ・緑地の保全、整備に関する各種補助事業の活用 など
②市民参加等による緑地の保全・緑化活動の促進	■「花と緑のまちづくり整備事業」を活用した市民活動の促進 ■緑地協定等緑に関するルールづくりの検討 ■公園管理における民間活力の活用 ■市民参加による公園・広場づくり
③緑の普及・啓発活動の推進	■植樹祭等緑化イベントの開催 ■緑の募金等PR活動の推進 ■緑の少年隊の活動支援

■水と緑のまちづくり方針図



4. 景観まちづくり方針

(1) 基本方針

桃源郷の美しい風景を守り、愛着と誇りのもてる景観まちづくりを進めます。

(2) 景観まちづくり方針

1) 桃源郷の美しい風景の保全とまちづくりへの活用

本市は、豊かな森、山と溪谷、河川の水辺などの優れた自然に囲まれ、低地や山麓の丘陵地では果樹園や里山に抱かれた美しい景観が広がり、南アルプス、ハケ岳、秩父山地や甲府盆地を望む眺望にも恵まれています。

また、甲斐国分寺跡・甲斐国分尼寺跡、山梨岡神社など、山梨県を代表する文化財をはじめとした史跡や古墳、社寺、古道（御坂路や若彦路）、兜造り民家群のある芦川地域の農村景観、名木や古木、社寺、塚・祠・道祖神といった身近な資源も多く分布し、市全体がさながら自然や歴史の風景博物館となっています。

平成 29 年 3 月に農林水産省により、果実栽培の技術（盆地に適応した山梨の複合的果樹システム）が「日本農業遺産」の認定を受け、平成 30 年 5 月に文化庁により、「葡萄畑が織りなす風景～山梨県峡東地域～」と「星降る中部高地の縄文世界～数千年を遡る黒曜石鉱山と縄文人に出会う旅～」が日本遺産に認定されました。

これら本市の貴重な財産である地域資源を守り育てていくとともに、本市の大きな魅力「笛吹ブランド」として観光や地域活性化などへの積極的な活用を図ります。

区 分	施 策 の 方 針
①日本遺産・日本農業遺産の保全と活用	■日本遺産・日本農業遺産の保全 ・風景遺産、縄文遺産の保全、果実栽培技術の継承 ■日本遺産・日本農業遺産のまちづくりへの活用 ・観光PR、観光ルートづくり、観光スポットの整備 など
②自然景観の保全	■山地・森林景観の保全と活用 ・山地や森林の保全と適切な森林維持 ・自然とのふれあいの場としての活用 ■河川美化など水辺景観の保全と活用 ・自然とのふれあいの場としての活用
③眺望景観の保全 (次ページに続く)	■優れた眺望場所の眺望確保と魅力づくり ・富士山、南アルプスを一望する御坂山地稜線からの眺望確保 ・良好な眺望場所（公園・道路等）の保全 （八代ふるさと公園、みさか桃源郷公園、リニアの見える丘・花鳥山一本杉公園、花見台・金沢憩いの森公園、坊ヶ峯、新道峠、金川曽根広域農道（市道 1-20 号線）、みやさか道、フルーツラインなど）

区 分	施 策 の 方 針
④農村景観の保全とまちづくりへの活用	■果樹園景観の保全 ・計画的な土地利用の推進による農地の保全、農業施策の推進 ■特色ある農村景観の保全 （兜造り民家群や古い石垣が残る芦川地域の山里集落） ■身近な景観資源の保全 （社寺、保存樹、名木や古木、雑木林、水路や小川など） ■伝統文化の保全と継承 （神楽、おみゆきさん、笛吹川の鶉飼、甲斐いちのみや大文字焼き、笈形焼き等の祭りや伝統行事）
⑤歴史・文化的景観の保全とまちづくりへの活用	■代表的な歴史的景観資源の保全とまちづくりへの活用 ・歴史的建造物等の保全と活用 （甲斐国分寺跡・甲斐国分尼寺跡、山梨岡神社、寺本廃寺跡、金剛山慈眼寺、甲斐一宮浅間神社、美和神社、八田家書院・御朱印屋敷など） ・旧街道・古道の保全と活用 （御坂路（旧鎌倉街道－歴史の道 100 選）、若彦路） ■文化的景観の保全とまちづくりへの活用 （兜造りの民家や古い石垣が残る芦川地域の山里集落） ■身近な歴史的景観資源の保全とまちづくりへの活用 ・潜在的な歴史資源の顕在化 （市内に点在する史跡・遺跡、天然記念物などの文化財や社寺、塚・祠・道祖神等の小さな歴史資源） ・歴史資源の保全とまちづくりへの活用

2) “笛吹市らしさ”を感じさせる特色ある景観まちづくり

優れた景観は、まちのイメージを向上し、それだけで観光や地域活性化の重要な資源となります。

日本遺産に認定された優れた地域資源をはじめ、本市の風景博物館としての魅力を再認識し、良好な景観形成を促進していくために、平成 25 年度に策定された「笛吹市景観計画」に基づき、ふるさとの顔づくりや優れた景観を守るための適切な景観コントロールなど、‘笛吹市らしさ’を感じさせる特色ある景観まちづくりを推進します。

区 分	施 策 の 方 針
①ふるさとの顔づくりの推進 (次ページに続く)	■本市を代表する景観形成拠点の景観保全と魅力づくり ＜景観形成拠点＞ ・ランドマークとなる大蔵経寺山・兜山周辺など ・歴史のシンボルとなる甲斐国分寺跡・甲斐国分尼寺跡周辺、山梨岡神社周辺（歴史景観保全地区）、寺本廃寺跡周辺など ・文化的景観を呈する芦川地域の山里集落 ・良好な自然景観を呈する芦川すずらん群生地、四ツ沢川・八代ふるさと公園周辺など ・御坂路（旧鎌倉街道）や若彦路の歴史的景観など

区 分	施 策 の 方 針
(前ページの続き)	■石和温泉駅周辺ほか中心市街地の顔づくり ■拠点の魅力づくり ＜観光レクリエーション拠点＞ ・笛吹川水辺ゾーン、大蔵経寺山・兜山周辺、森林公園金川の森周辺 ・リニアの見える丘（花鳥山展望台、八代ふるさと公園展望台） ・笛吹みんなの広場 ・花見台・金沢憩いの森公園、御坂花鳥の里スポーツ広場、御坂路さくら公園、みさか桃源郷公園、ほたるの郷・八代ふるさと公園、藤埜の滝周辺、新道峠周辺、すずらん群生地周辺、芦川グリーンロッジ周辺など ＜文化拠点及び歴史文化拠点＞ ・スコレーセンター周辺 ・県立博物館周辺、釈迦堂遺跡博物館周辺など ■生活ゾーンの魅力づくり （御坂支所周辺、境川農産物直売所周辺） ■身近な景観スポットの魅力づくり ・身近な景観資源、潜在的な地域資源の顕在化 ・休憩場所やサインの設置などの魅力づくり ■観光道路の魅力づくり ・道路景観の向上 ■魅力ある景観ネットワークづくり ・水と緑の景観軸の維持 （笛吹川、金川、日川、浅川、境川、芦川等の主要河川） ・温泉街や生活ゾーンなどの脈わい軸の景観形成 ・ふるさと交流軸からの眺望景観の向上（御坂みち、若彦路、広域農道） ・主要な景観資源を結ぶ散策ルートの検討 ・既設サイクリングロードの適切な維持管理 （笛吹川、金川など） ・登山道・トレッキングコースの適切な維持管理 （大蔵経寺山・兜山周辺、達沢山周辺、釈迦ヶ岳周辺、新道峠周辺、稲山・四ツ沢川周辺、芦川溪谷周辺など）
②「笛吹市景観計画」等に基づく適切な景観コントロールの推進	■「笛吹市景観計画」「笛吹市景観条例」「笛吹市サイン計画」に基づく適切な景観コントロールの推進 ・景観を妨げている要因の改善 （太陽光発電施設、看板、自販機、ごみの不法投棄、標識など） ・土地利用の方針や地域特性に応じた良好なまちなみ景観の誘導

3) 協働による景観まちづくり

本市の風景博物館としての美しい景観を守り、良好な景観まちづくりを進めていくためには行政をはじめ、市民や企業、笛吹市を訪れる観光客など、お互いの理解と協力が不可欠です。

このため、「笛吹市景観計画」や「笛吹市景観条例」に基づき、市民等との協働による景観まちづくりの積極的な取組みを進めます。

区 分	施 策 の 方 針
①景観行政の取組み推進	■「笛吹市景観計画」等の効果的な運用 ・「笛吹市景観計画」「笛吹市景観条例」「笛吹市サイン計画」の効果的な運用 ■「景観形成推進ゾーン」における景観まちづくりの推進 ・景観形成重点地区の指定や景観形成重点地区計画の策定検討
②市民参加による景観まちづくりの推進	■景観まちづくりに関するルールの検討 ・「景観協定」「まちなみ協定」「地区計画」「建築協定」「緑地協定」などを活用した地域ルールづくりの促進 ■市民参加による景観形成活動の促進 ・市民参加による景観形成活動への支援 (自然・歴史資源の保護活動、緑化、美化活動等) ・景観アドバイザー制度の導入検討 ・市民参加による景観資源マップ、景観パンフレットの作成 ■景観PR・啓発活動の推進 ・景観表彰制度の創設や景観コンクール、景観百選などの実施 ・まち歩きイベントなどの実施 ・フィルムコミッションの促進 (山梨県フィルムコミッションなど)

[illegible]

5. 観光まちづくり方針

(1) 基本方針

“温泉と果実のまちづくり”をテーマに、都市全体が個性と魅力を発揮する観光まちづくりを進めます。

- 「温泉」：「温泉と果実のまち」の核となる温泉市街地の魅力の向上と活性化を図ります。
- 「果実」：「桃・ぶどう日本一」を誇る、美しく活気あるまちづくりを進めます。
- 「まち」：都市そのものが観光資源（博物館）となる魅力あるまちづくりを進めます。

(2) 観光まちづくり方針

1) “温泉と果実のまち”の核となる温泉市街地の魅力の向上と活性化

温泉街の環境整備と魅力づくりを進めるとともに、温泉利用の促進と温泉街の活性化に向けたソフト事業を推進し、従来の慰安を目的とした温泉観光地から多様な観光ニーズに応える体験型観光地への脱皮を目指します。

区 分	施 策 の 方 針
①温泉街の環境整備と魅力づくり	■石和温泉駅の玄関口としての魅力の向上 ・駅関連施設の適正な維持管理 (橋上駅舎、南北自由通路、南口及び北口駅前広場など) ・バス等の案内サービスや観光インフォメーション機能の充実 ・Wi-Fiの整備 など ■歩いて楽しい回遊性のある歩行者空間の整備 ・笛吹みんなの広場の活用策検討 ・足湯広場周辺やさくら温泉通りの魅力の向上 ・温泉街の夜の魅力づくり、活性化イベントの実施 ・温泉街のマップづくり ■温泉街等のまちなみ景観の向上 ・魅力資源の保全と活用(宿場の名残、商家の建物など) ・サイン整備等によるまちなみ景観の向上 ■空き店舗等の観光利用の促進 ・商工会等と連携した空店舗の実態調査と有効利用の検討
②温泉街の活性化に向けたソフトな取組みの推進	■四季を通じた観光イベントの充実 ・「笛吹物語」の推進 ■観光プロモーション活動の推進 ・「笛吹市観光大使」の活用 ・「山梨フィルムコミッション」の活用 ■地元活性化組織の育成 ・さくら温泉通り会、旅館組合などの地元市民組織による取組みに対する支援 など

2)「桃・ぶどう日本一」を誇る、美しく活気のあるまちづくり

本市の、果樹園に囲まれたまちの風景や桃やブドウ等の農産物、ワインなどの特産品、観光農園（ブドウ狩り等）、ワイナリーなどの施設は、日本農業遺産や日本遺産の認定を受けるなど、本市にとって重要な観光資源です。

こうした優れた観光資源を効果的に活かしながら、農産物の「笛吹ブランド」の確立と販売力の強化、農業生産を支える人づくり・基盤づくり、農山村地域との交流促進を図り、「桃・ぶどう日本一」を誇る、美しく活気のあるまちづくりを進めます。

区 分	施 策 の 方 針
①「笛吹ブランド」の確立と販売力の強化	■日本農業遺産・日本遺産のまちづくりへの活用 ・ブドウ畑の景観、果実栽培技術の継承 など ・Web を活用した PR、観光ルートづくり、観光スポットの整備 ■「笛吹ブランド」の確立と販売力の強化 ・国内外における地元農産物消費拡大宣伝事業 など ■高校や大学と連携した高付加価値の特産品の開発 ・ワインの開発・製造・販売の促進 ・ワイナリーの観光利用の促進 ・各種農産物を活かした特産品の開発促進 など ■流通・直販ルートの開発 ・農産物の地産地消の促進 ・観光農園や農産物直売所等の活用 ・地元農産物消費拡大宣伝事業による流通直販ルート拡大 など
②農業生産を支える人づくり・基盤づくり	■「農業塾」を活用した後継者・担い手づくり ■農業基盤整備の促進 ・「県営畑地帯総合整備事業」等による基盤施設の整備促進 ■耕作放棄地の有効利用の促進 ・耕作放棄地の「中間管理機構」による営農希望者への斡旋 ・市民農園・観光農園などの有効利用

3) 都市そのものが観光資源（博物館）となる魅力あるまちづくり

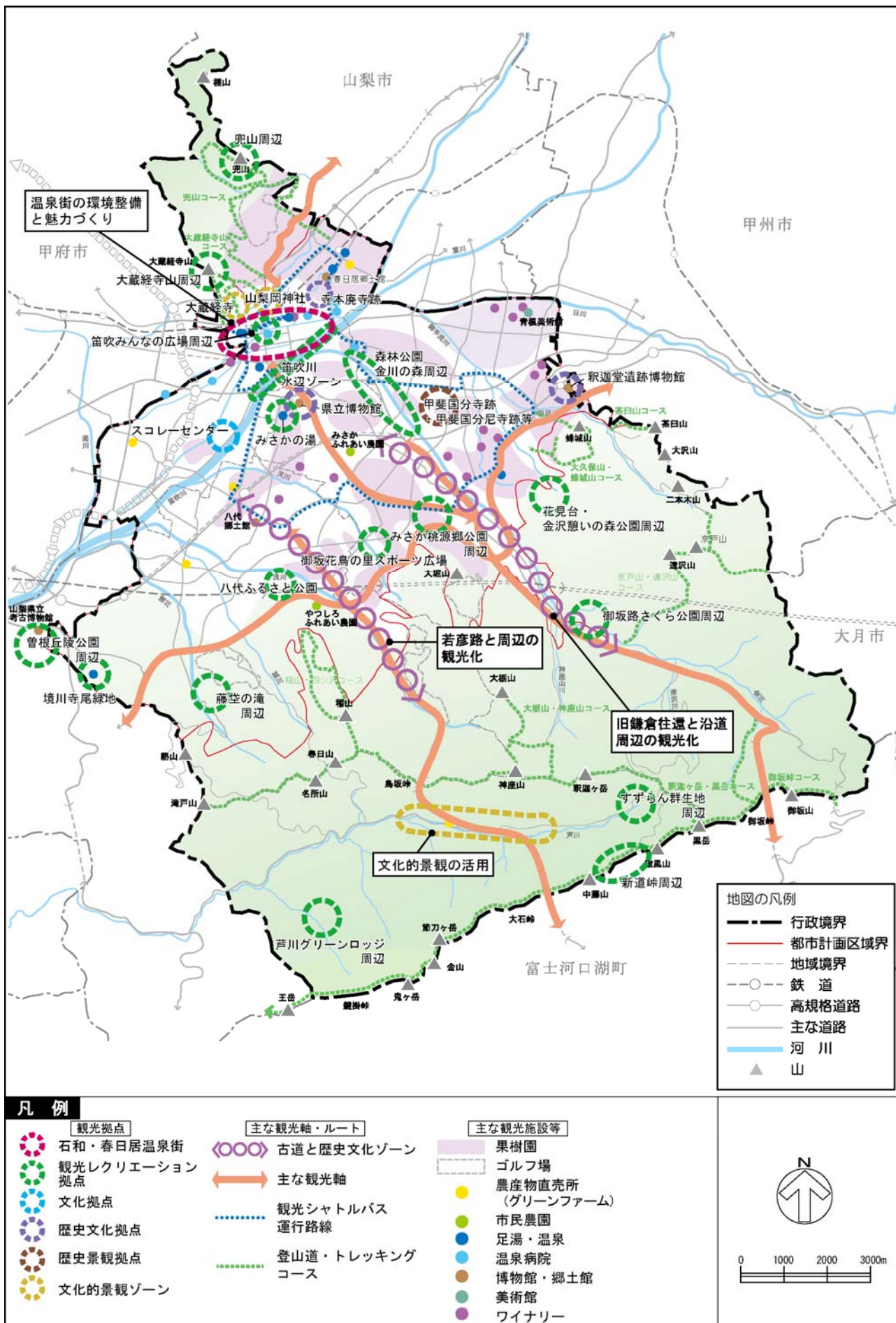
市内には、大規模な公園、温泉施設、登山やトレッキングコース、博物館、ワイナリーなどの観光レクリエーション施設が数多く分布しています。また、これら以外にも、貴重な植物群落、古代の遺跡群や社寺、旧鎌倉往還や若彦路等の古道、文学碑、古民家や特徴のある農村景観、甲府盆地を一望する優れた眺望など、潜在的な観光資源が数多く分布しています。

こうした観光資源を掘り起こし、その価値を再認識し、観光や地域活性化に活かしながら、都市そのものが観光資源となる魅力を備えたまちづくりを目指します。

区 分	施 策 の 方 針
①個性と魅力にあふれる多様な観光拠点の創出	■地域資源を活かした観光地としての魅力づくり ・観光客が気軽に立ち寄れる魅力づくり ＜地域資源を活かした観光拠点＞ ・春日居地区（春の桃源郷ウォーキング会場） ・一宮地区（甲斐の国一宮浅間神社、ワインや神社・仏閣をつなぐ散策ルート） ・御坂地区、八代地区（峡東ワインリゾート協議会による散策ルート） ・境川地区（飯田蛇笏・龍太旧居（山廬）、俳諧堂） ・芦川地区（新道峠整備事業との連携） ＜その他の観光拠点＞ ・各農産物直売所 ■観光レクリエーション拠点の魅力の向上 ＜主な観光レクリエーション拠点＞ ・笛吹川水辺ゾーン ・大蔵経寺山・兜山周辺、森林公園金川の森周辺、リニアの見える丘（花鳥山展望台、八代ふるさと公園展望台） ・花見台・金沢憩いの森公園周辺、御坂路さくら公園周辺、みさか桃源郷公園周辺、藤壘の滝周辺、すずらん群生地周辺、新道峠周辺、芦川グリーンロッジ周辺 ■歴史文化を活かした観光拠点の魅力の向上 ＜歴史文化拠点＞ ・県立博物館周辺、釈迦堂遺跡博物館周辺、寺本廃寺跡周辺 ＜歴史景観拠点＞ ・山梨岡神社・御室山周辺、甲斐国分寺跡・甲斐国分尼寺跡周辺、寺本廃寺跡周辺
(次ページに続く)	

区 分	施 策 の 方 針
②豊かな地域資源の観光利用の促進	■潜在的な地域資源の掘り起こしと観光利用の促進 ＜観光利用が望まれる地域資源＞ ・自然（貴重な植物群落、芦川等の清流、山梨百名山等をめぐるトレッキングコース） ・果樹（果樹畑とワイナリー） ・農村（特徴のある農村景観（奈良原地区等）、兜造り民家、石垣が残る山里集落、条理の耕作地など） ・眺望景観（リニアの見える丘（花鳥山展望台、八代ふるさと公園展望台）、みさか桃源郷公園など） ・歴史文化（旧石器時代～古代の遺跡群、古道とその周辺に分布する文化財群（旧鎌倉往還、若彦路）、市内に数多く分布する文学碑等、芦川地域の兜造り民家群や石垣などの歴史的建造物、伝統芸能等（神楽、おみゆきさん、笛吹川鵜飼い、甲斐いちのみや大文字焼き、笈形焼きなど） ・身近な資源（社寺、名木や古木、雑木林、塚・祠・道祖神など） ■森林資源の観光利用の促進 ・豊かな森林資源と森林の持つ多面的な機能に着目した森林セラピーや森林環境学習の推進（新道峠周辺）
③観光基盤の整備	■周辺都市と連携した観光ルートの設定 ・甲府市、峡東3市、富士河口湖町の4市1町の「富士山フルーツ観光推進協議会」による周遊観光の取組みの推進 ・若彦トンネルを活かした富士北麓地域との連携軸の形成 ■主要な観光道路の機能強化 （国道137号、金川曾根広域農道（市道1-20号線）、みさか道（東八中央農免道路）の一部未整備区間、（主）笛吹市川三郷線など） ■新道峠へのアクセス向上に向けた道路整備の推進 ■観光拠点の整備 ・主要な観光拠点における駐車場やトイレの整備、サイン類の整序 ・トレッキングコースの整備や適正な維持管理
④活性化に向けたソフト事業の推進	■「笛吹市観光振興計画」に基づく取組みの推進と観光PRの推進 ・「笛吹市観光振興計画」に基づく取組みの推進 ・メディアを活用した観光PRの促進 ■観光イベントの充実、新たなイベントの開発 ・四季を通じた観光地域づくりとして「笛吹物語」の推進（桃源郷ウォークなど） ・眺望に優れた金川曾根広域農道を活用した自転車イベントの開催など（峡東3市の連携事業であるフルーツライドなど） ■観光ガイドの育成 ・「ボランティアガイド笛吹」等の市民団体による活動への支援など ■観光・地域活性化に資する地域産業の育成 ・市内の農産物加工所を拠点とした農産物加工等の地域産業の育成

■観光まちづくり方針図



6. 防災まちづくり方針

(1) 基本方針

水害や地震などの災害に強く、安全・安心に暮らせるまちづくりを進めます。

(2) 防災まちづくり方針

1) 水害や土砂崩れなどに対する安全対策の強化

本市を流れる笛吹川やその支流は、地形上、周辺の山々から流れる多くの河川が合流しているため、豪雨時には、水害の危険性が高く、また、山間地域では土砂崩れなどの自然災害の危険性のある箇所が点在しています。

このため、笛吹川や水害の危険性のある河川の治水安全対策を促進するとともに、山間地域の土砂崩れの危険性が高い箇所の安全対策を強化します。

また、山間部にある芦川地区では、災害時の交通遮断による集落の孤立化を防ぐため、主要道路の機能強化、新たなヘリポートの整備を推進します。

区 分	施 策 の 方 針
①河川の治水安全性の強化	■河川の治水安全対策の強化 ・ 笛吹川などの重要水防区域の堤防強化の要請 ・ 流域治水による安全対策強化 ・ 富士川流域自治体による治水協議会等広域連携の推進 ・ 水害の危険性のある河川の改修促進 ・ 水害の危険性のある水路等の改修推進 など ■雨水量の抑制 ・ 自然のダムとなっている森林や農地の保全 ・ 開発等に伴う雨水量の抑制 ・ 流域全体での土地利用調整 ・ 調節池や雨水貯留施設の設置 ・ リスクの低いエリアへの居住促進 など
②土砂崩れ等の安全対策の強化	■危険区域に対する安全対策の強化 ・ 急傾斜地崩壊危険箇所、土石流危険箇所、土地の埋め立て等による危険箇所の安全対策の強化 ・ 芦川地区などの山間地域における危険区域の調査と、適切な安全対策の実施
③中山間地域の災害時の孤立化を回避する防災機能の強化	■主要道路の防災安全性の強化 ((主) 笛吹市川三郷線など、主に芦川地域の主要道路) ■緊急時の迂回路となる林道の維持管理 (大窪鶯宿林道、黒坂里道林道) ■災害時における主要道路の機能強化 ■新たなヘリポートの整備

2) 水害、地震・火災など、災害に強いまちづくり

市街地や集落地の防災性の向上を図るため、災害時の避難・救援活動の中心となる防災拠点や避難場所等の強化を図るとともに、水道、電気などのライフライン、消火栓等の防災関連施設、「笛吹市地域防災計画」で指定されている緊急輸送道路や避難路など、被災時にその機能が発揮できる防災機能の充実・強化を推進します。

地震時に倒壊や延焼の危険性のある木造密集住宅地については、環境改善による防災性の向上を図ります。また、新たな制度が制定された場合、積極的に新たな制度を活用した防災対策に組み入れます。

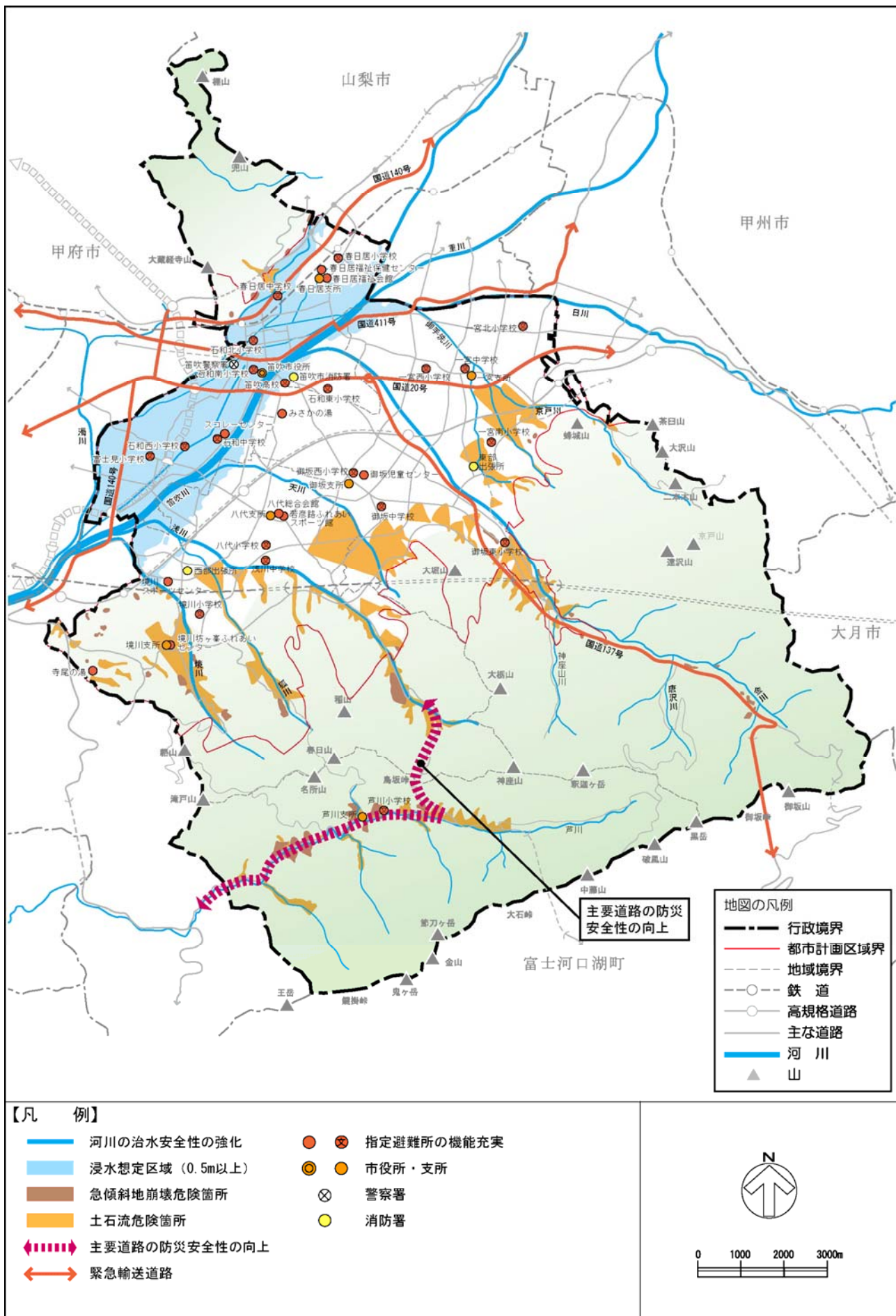
区 分	施 策 の 方 針
①災害時の避難・救援活動等の中心となる防災拠点の強化	■主要な防災拠点の機能強化 ・市全体の防災拠点となる市役所、各支所等の機能強化の推進 ■指定避難所の機能充実 ■新たな防災拠点の整備・充実 ・防災ステーションの整備促進 ・既存の公園・広場等を活用した地域の身近な防災活動の場づくり
②防災関連施設の充実・強化	■老朽化した橋梁及び道路構造物の改修・長寿命化の推進 ■ライフラインの維持管理と防災関連施設の充実 ・上下水道の耐震化 ・防災行政無線の維持管理 ・消防施設の維持管理、建替え ・指定避難所への防災備蓄倉庫の設置 など
③緊急輸送道路、避難路等の機能強化	■緊急輸送道路、避難路等 ・災害時に機能が発揮できるような機能強化 (「笛吹市地域防災計画」で指定されている指定緊急輸送路(国道20号、国道140号、国道411号、国道137号など)、避難路、延焼遮断帯としての機能を有する道路、主要な幹線道路など) ・沿道の危険性の高い建物やブロック塀の改修促進
④木造密集住宅地や集落地の環境改善	■地震・火災時に災害の危険性のある木造密集住宅地や集落地の環境改善 ・耐震改修促進計画の推進 ・耐震化等の助成制度の活用 ・幅員の狭い道路や行き止まり道路の改善 ・避難ルートの確保 ・消防活動困難区域の解消 ・老朽住宅の建替え、耐震改修の促進 ・危険性の高いブロック塀の改修促進 など

3) 市全体、地域ぐるみによる防災まちづくりの推進

防災力の向上を図るため、「笛吹市地域防災計画」に基づき、被災時の消防署、警察署、医療機関などの連携体制の強化、救急医療体制の充実、防災拠点や指定避難所の機能充実、「笛吹市洪水・土砂災害ハザードマップ」等の周知・普及、防災訓練の普及・強化による市民の防災意識の向上、地域単位の自主防災組織の育成強化など、地域ぐるみによる防災まちづくりの推進を図ります。

区 分	施 策 の 方 針
①防災体制の強化	■災害時の連携体制の強化 ・国や県と連携した治水・治山・砂防対策の一層の促進 ・災害時における消防署や、警察署、医療機関などとの連携体制の強化 ・関係団体との災害協定による連携体制の強化 ■救急医療体制の充実 ・消防署の救急体制の強化 ・関係医療機関との連携強化 など ■災害時行動マニュアル等の周知 ・災害時の行動を示したマニュアルの作成・周知 ・「避難所運営マニュアル」の作成・周知 ■広域避難の検討、避難方法の検討と周知
②防災意識の向上	■防災マップの充実と周知・普及 ・「笛吹市洪水・土砂災害ハザードマップ」の周知・普及 ・「地区防災計画」の策定 ・「わが家の防災時行動計画」の作成支援 ■防災意識の向上を図るための防災訓練の普及・強化
③自主防災組織の育成強化	■地域の自主防災力の強化 ・自主防災組織の機能及びネットワークの強化

■防災まちづくり方針図



7. 安心・快適な住環境づくりの方針

7-1 生活環境と住まいづくりの方針

(1) 基本方針

心豊かな暮らしを大切にし、いつまでも住み続けられる
安心・快適な住まいと住環境づくりを進めます。

(2) 生活環境と住まいづくりの方針

1) 暮らしに身近な住環境の改善整備と充実

生活道路や交通安全対策、上水道、下水道、身近な公園・広場などの身近な生活基盤施設については、緊急性、必要性の高いものから順次、段階的に改善整備を図ります。

また、市全体の交流やコミュニティ活動の活性化を図るため、既存施設の統合や機能の集約、新たな施設整備を推進し、安心して暮らせるよう、防犯に配慮したまちづくりを推進します。

区 分	施 策 の 方 針
①身近な生活環境の整備	■生活道路の整備や交通安全対策の推進 ・交通安全や防災上問題のある生活道路の改善 ・通学路等の安全性の確保 ■上水道の維持管理 ■生活排水クリーン処理率の向上 ・下水道計画区域内の整備推進、合併処理浄化槽の普及 ■身近な公園・広場の維持管理 ・身近な既存の公園・緑地・広場の適切な維持管理 ■既存施設の統合や機能集約の推進 ・個別施設計画等の策定と計画の推進 ■空き家対策の促進 ・「笛吹市空家等対策計画」の推進
②身近な文化・交流・コミュニティ施設の整備・充実	■施設整備の検討 ・市民ニーズに応える施設整備の検討
③防犯まちづくりの推進	■防犯まちづくりの推進 ・防犯灯設置維持管理事業による防犯灯の新設と維持管理 ・防犯パトロールなど地域ぐるみの防犯体制の強化

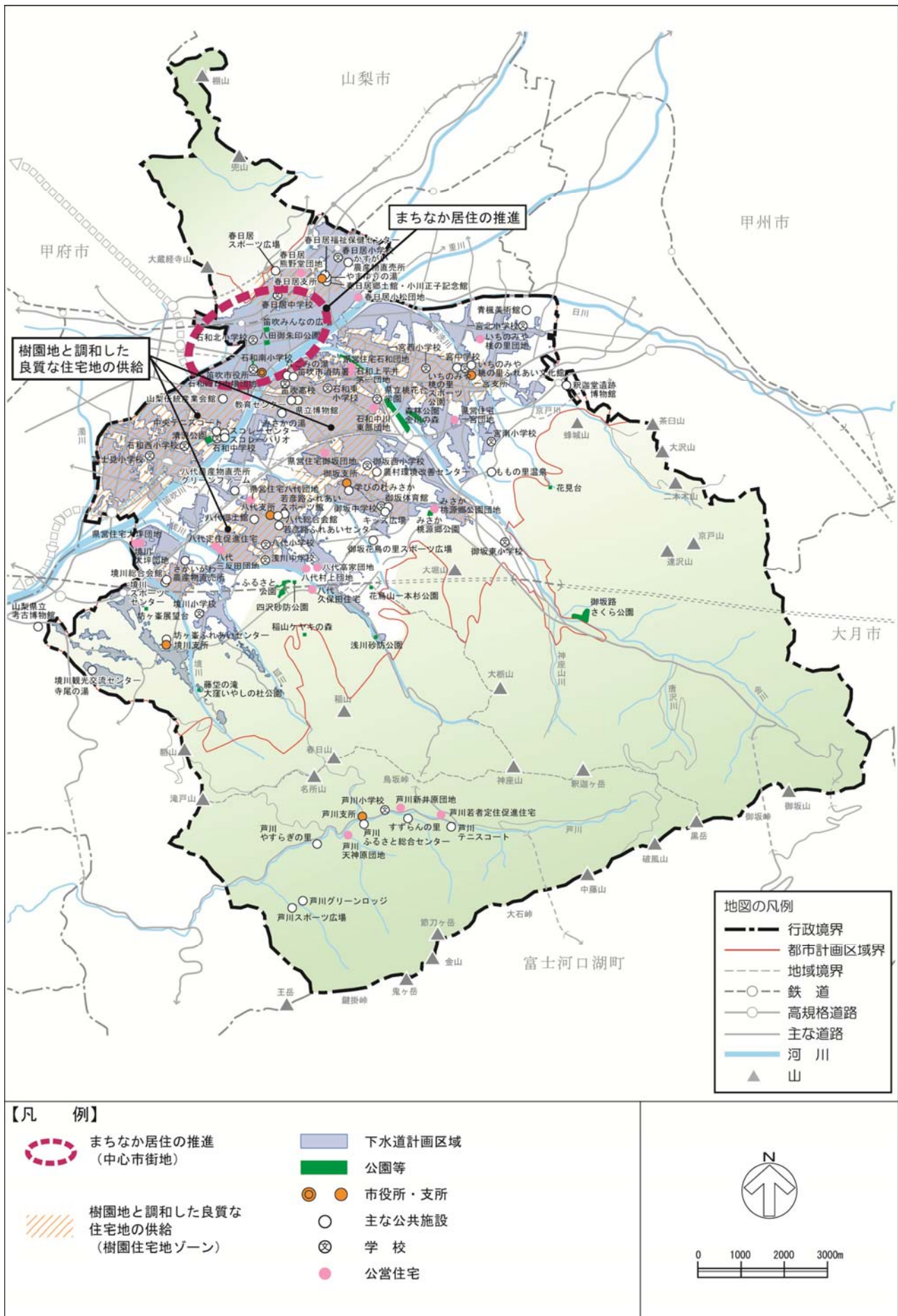
2) 定住・移住を促進する良質な住まいづくり

良好な住まいづくりに向けて、空き家など既存ストックの活用などによるまちなか居住の推進と、樹園地と調和した郊外ゾーンの適切な宅地化を図ります。公営住宅については、建て替え・改修を推進します。

また、民間による低廉かつ魅力ある住まいづくりを促進するとともに、住まいづくりに関する支援策の充実を図ります。

区 分	施 策 の 方 針
①まちなか居住の推進	■用途地域内への住宅建設の誘導 ■既存ストックの有効活用 ・空き家対策、空き家の斡旋、公営住宅の活用など
②郊外ゾーンの適切な宅地化の誘導	■樹園地と調和した良質な住宅地の供給 ・樹園住宅地ゾーンの計画的な宅地化の誘導
③公営住宅の建て替え・改修の推進	■市営住宅の建て替え・改修の推進 ・「笛吹市住宅マスタープラン」「笛吹市市営住宅長寿命化計画」に基づく公営住宅の統廃合、建て替え、改修の推進 ■県営住宅の改修の促進 ・「山梨県公営住宅長寿命化計画」に基づく県営住宅の改修の促進
④民間による良質な住宅の供給促進	■民間による良質な住宅の供給促進 ＜取組みの例＞ ・定期借地権を活用した民間分譲・賃貸住宅の供給促進 ・新しいタイプの民間共同住宅の供給促進（コーポラティブハウス、コレクティブハウスなど） ・高齢者対応住宅の普及促進（シルバーハウジング、ケア付き住宅、シニア住宅など） ・個性的な住宅の供給促進（アトリエ付住宅、SOHO 対応住宅、ウッディハウス、菜園付住宅など）
⑤住まいづくりに関する支援策の充実	■空き家の斡旋による移住・定住の促進 ■空き家の利活用に関する情報提供・相談体制の充実 ■公的支援の充実 （「木造住宅の耐震化に対する補助制度」など）

■住まいと住環境づくりの方針図



7-2 人にやさしい福祉のまちづくり方針

(1) 基本方針

**高齢者も障がい者も
誰もが安心して暮らせる人にやさしい福祉のまちづくりを進めます。**

(2) 人にやさしい福祉のまちづくり方針

1) 公共施設等のユニバーサルデザインの導入

本市では、石和温泉駅の整備が完了し、鉄道利用に対するバリアフリー化が図られました。

子供や高齢者、障がい者など、誰もが安心してまちを歩き、施設が利用できるよう、公共交通機関、歩道や交差点、公園や駅など公共的な施設、銀行や大型店舗などの民間建築物のバリアフリー化やユニバーサルデザインの導入を促進します。

区 分	施 策 の 方 針
①主要な歩行者空間のバリアフリー化	■必要性・緊急性に応じたバリアフリー整備の促進 ・歩道段差の解消、視覚障がい者誘導ブロックや音声式信号機の設置 など
②主な公共公益施設のバリアフリー化	■市民が利用する主要な公共施設等のバリアフリー化の推進 ・必要性、緊急性に応じたバリアフリー整備の検討 ・公共施設整備におけるユニバーサルデザインの導入 ■主要な民間建築物のバリアフリー化の促進 ・「バリアフリー新法」や「山梨県障害者幸住条例」等に基づいた整備の促進
③重点的なバリアフリー整備の推進	■石和温泉駅周辺のバリアフリー施設の適切な維持管理 (駅舎、南北自由通路、南口駅前広場、北口駅前広場など) ■その他の重点整備ゾーンの検討 (石和・春日居温泉街や県立博物館周辺など)

2) 安心して暮らせる福祉の環境づくり

高齢者・障がい者や子育て家庭など、誰もが地域社会で安心して暮らしていけるようにするためには、ハード面での施設整備だけではなく、ソフト面の環境も整えておくことが必要です。

このため、高齢者に配慮した住まいづくり、福祉施設や福祉サービスの充実、高齢者の社会参加、障がい者の自立支援、子育て環境の充実などを推進します。

区 分	施 策 の 方 針
①高齢者・障がい者等の生活環境の充実 (次ページに続く)	■高齢者に配慮した住まいづくりの推進 ・リフォーム、新築時のバリアフリー化に対する支援 (国や県の助成制度の情報提供など) ■福祉施設や福祉サービスの充実 ・「笛吹市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」「笛吹市地域福祉計画」「笛吹市障害者基本計画」などに基づく福祉サービスの充実 ・保健福祉センターの適正な維持管理 ・介護保険サービス、総合事業サービス、在宅生活支援サービスの充実

区 分	施 策 の 方 針
(前ページの続き)	■高齢者の社会参加の促進 ・高齢者自身の健康増進や介護予防・生きがいづくりを支援する「いきいきサポーター」や「フレイルサポーター」への参加促進、「シルバー体操指導員」の活躍の場づくり ・地域活動への参加促進、高齢者の外出促進 ・シルバー人材センターの活用等の高齢者の就労支援 ・生活支援や介護予防の担い手としての活躍の場づくり ■障がい者の社会参加の促進 ・外出手段の確保、誰もが暮らしやすい環境づくり、就労及び雇用の支援、社会参加・交流の場の充実
②子育て環境の充実	■「笛吹市子ども・子育て支援事業計画」に基づく子育て環境の充実 ・保育所や学童保育クラブの充実 ・児童館、児童センターの充実 ・子育て支援施設の充実 (ファミリーサポートセンター、子育て支援センターなど) ・グリーンベルトの設置やボランティアの見守り隊による通学路の安全確保

3) 協働による福祉のまちづくり

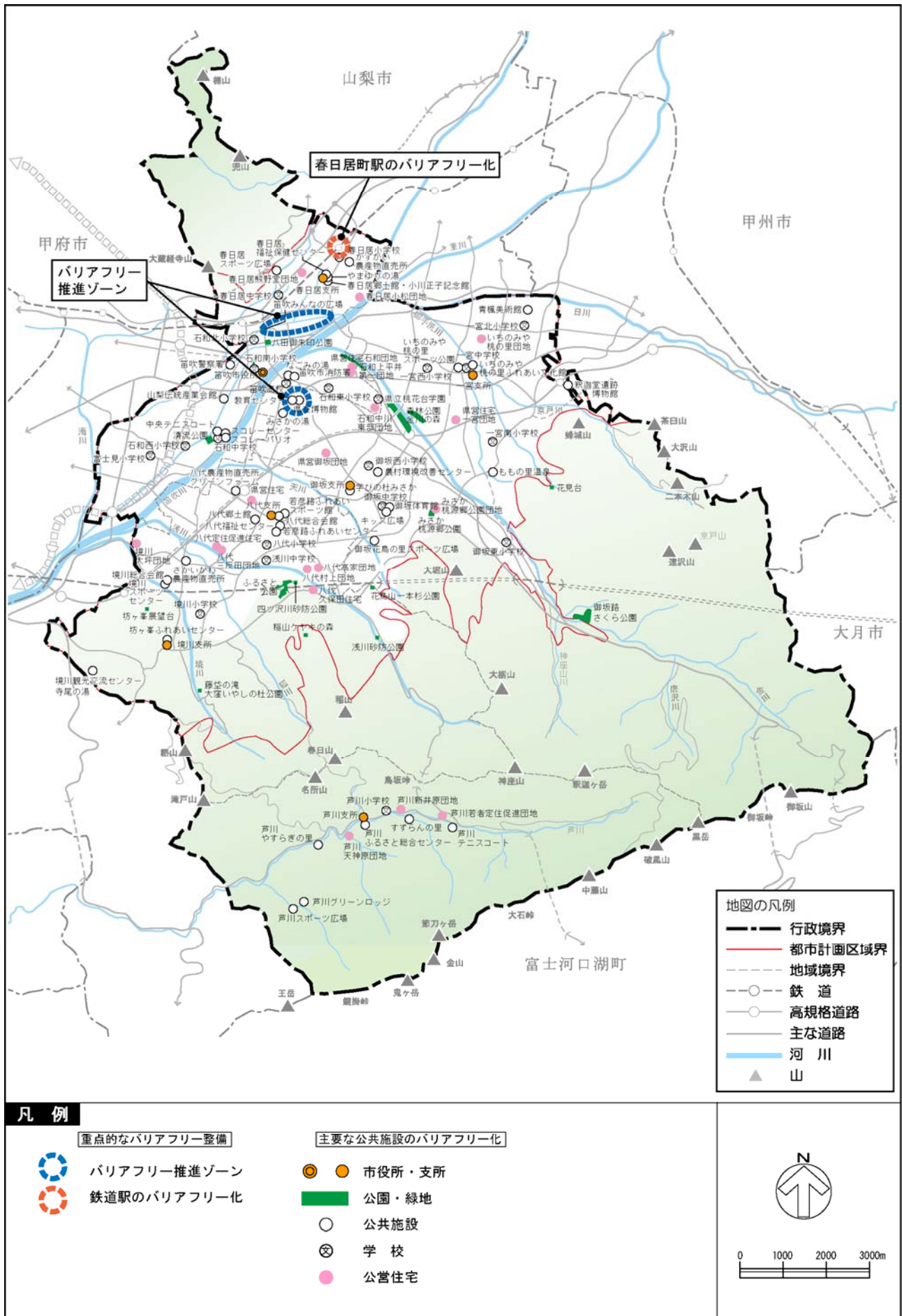
福祉のまちづくりを推進していくためには、鉄道事業者、バス事業者などの関係機関をはじめ、社会福祉協議会や民生委員児童委員、市民ボランティア、地域の理解と協力が必要です。

また、庁内においても、都市整備、福祉、住宅など横断的な事業の推進が不可欠です。

このため、福祉のまちづくりに対する庁内推進体制の強化を図るとともに、市民・事業者・行政の協働による福祉のまちづくりの推進を図ります。

区 分	施 策 の 方 針
①福祉のまちづくりの推進体制の強化	■福祉のまちづくりに関する市の指針づくりの検討 ■庁内の推進体制の強化
②協働による福祉のまちづくりの推進	■生活支援体制整備事業の充実 ・（仮称）地域資源マップの作成とホームページでの公表・周知 ■社会福祉協議会や民生委員児童委員、ボランティア団体等の活動促進

■人にやさしい福祉のまちづくり方針図



7-3 環境に配慮したまちづくり方針

(1) 基本方針

限りある資源を大切に作る循環型社会の構築を目指し、
環境に配慮したまちづくりを進めます。

(2) 環境に配慮したまちづくり方針

1) 自然環境に配慮したまちづくり

森林の荒廃、ごみの不法投棄、家庭の雑排水などによる河川の汚濁、宅地と農地が混在する地域における農薬散布の問題など、身近な環境問題が顕在化しています。

本市が誇る豊かな自然環境を維持・保全するため、森林資源や水環境の保全、自然環境に配慮した施設整備の推進、環境に配慮した交通環境対策の推進、環境保全型農業の促進など、環境に配慮したまちづくりを進めます。

区 分	施 策 の 方 針
①自然環境の保全	■「笛吹市森林整備計画」に基づく森林資源の保全 ■下水道の接続促進、合併浄化槽普及促進による河川の水環境の保全 ■ごみの不法投棄の防止
②自然環境に配慮した施設整備の推進	■エコロードの検討 ■多自然工法の導入検討
③環境に配慮した交通環境対策の推進	■市のコミュニティバスの利用促進 ■道路整備による交通渋滞の緩和 ・大気汚染等の原因となっている交通渋滞の緩和
④環境保全型農業の促進	■環境保全型農業の促進 ・有機農業や減化学農薬農業の促進、家畜排泄物や農業廃棄物等の適正な処理、リサイクルの促進 など ■環境保全型農業への支援策の充実 ・GAP認証制度の活用

2) 省エネルギー・リサイクル・再生可能エネルギー活用の推進

本市では、市民の協力を得ながら積極的にごみの減量化とリサイクルに取り組んでおり、ここ数年のごみの排出量をみると、緩やかに減少している状況です。

快適な生活環境を維持・向上していくため、ごみの減量化と資源リサイクルの一層の推進を図ります。また、太陽光や小水力等の自然を生かした再生可能エネルギー（クリーンエネルギー等）の活用を推進します。

区 分	施 策 の 方 針
①省エネルギーの推進	■省エネルギーの一層の推進
②ごみの減量化と資源リサイクルの推進	■ごみの減量化・ごみの分別・収集体制の一層の強化 ・「可燃ごみ減量」の推進 ■資源ごみのリサイクルの推進 ・分別収集の意識啓発 ・農業廃棄物の有効利用 など
③再生可能エネルギーの活用促進	■クリーンエネルギーの活用促進 ・公共施設への太陽光発電施設の設置 ・公用車への電気自動車の導入 など

3) 協働による環境に配慮したまちづくり

限りある資源を大切にする循環型社会を構築し、快適な生活環境を維持・向上していくためには、市民、事業者など、一人一人の環境問題に対する理解と協力が必要です。

このため、本市の環境問題に対する総合的な指針である「笛吹市環境基本計画」に基づき、循環型社会の構築に向けた仕組みづくり、市民参加による環境保全活動の促進、地域ぐるみの 5R 運動の推進、環境教育や活動の推進、環境問題に関わる情報の提供や意識啓発の推進など、協働による環境に配慮したまちづくりの推進を図ります。

区 分	施 策 の 方 針
①環境に関する指針づくりと仕組みの充実	■「笛吹市環境基本計画」の推進 ■循環型社会の構築に向けた仕組みづくり ・庁内推進体制の強化 ・エコアクション 21 に基づく取組みの推進 ・環境保全活動推進団体への支援（アダプトプログラムなど）
②協働による環境保全・省エネ・リサイクル活動の推進	■市民参加による環境保全活動の促進 ・里山の保全・回復 ・耕作放棄地の再利用 ・森林荒廃地における植樹活動 ・街路樹等の維持管理 など ■地域ぐるみの 5 R 運動の普及 ■環境問題に関する意識啓発 ・県のエコティーチャー派遣事業を活用した小学校の環境学習やイベント活動 など

■環境に配慮したまちづくり方針図

